

福岡医発第810号(地)

平成17年 7月26日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



介護保険法改正に伴う介護報酬等見直し(平成17年10月実施)
に関する社会保障審議会答申の送付について

介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成17年10月より介護保険施設等における居住費(滞在費)及び食費を保険給付の対象外とすることに伴う介護報酬等の見直しに関して厚生労働大臣より社会保障審議会に諮問が行われた件につきましては、先般資料をお送りいたしましたとおりですが(福岡医発第779号、平成17年7月20日付)、7月15日に社会保障審議会より厚生労働大臣へ答申が行われた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(介 2 9)

平成 17 年 7 月 20 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

野 中 博

介護保険法改正に伴う介護報酬等見直し（平成 17 年 10 月実施）に
関する社会保障審議会答申の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成17年10月より介護保険施設等における居住費（滞在費）及び食費を保険給付の対象外とすることに伴う介護報酬等の見直しに関して、厚生労働大臣より社会保障審議会に諮問が行われた件につきましては、先般資料をご送付致しましたとおりですが（平成17年7月15日付、介26）、7月15日に当該審議会より厚生労働大臣へ答申が行われましたので、参考までにご送付申し上げます。

敬具

写

社 保 審 発 第 6 号

平成 1 7 年 7 月 15 日

厚生労働大臣

尾辻 秀久 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（答申）

平成17年7月14日厚生労働省発老第0714001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

今回の介護報酬の見直しは、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）に基づき、平成17年10月1日より介護保険施設等における居住費（滞在費）及び食費が保険給付の対象外となることに伴うものである。当分科会においては、今後、平成18年4月に予定されている次期介護報酬の見直しに向けた検討を進めていくが、その中では在宅ケアの推進に関する課題をはじめ、今回の見直しに関する当分科会の審議の中で提起されたユニット型個室等と多床室との介護報酬設計のバランス、質の向上の観点からの人員配置の在り方、利用者の居住環境の改善等の諸課題についても検討することが必要であると考えます。

なお、今回の見直しは、施行までの準備期間が短期間であることから、施設等の現場における円滑な実施が進み、また利用者への配慮が確保されるよう、厚生労働省は保険者等と協力して十分な準備支援体制を早急に確保することを強く要請する。